

東証の上場制度の 整備案0706（骨子）

制度調査部
堀内勇世

ちょっとキーワード 15

【要約】

6月22日に、東証から「上場制度総合整備プログラム2007に基づく上場制度の整備等について」が公表され、7月23日まで、意見募集が行われている。

この骨子を紹介する。

ここでいう「東証の上場制度の整備案0706」とは？

東京証券取引所（東証）が、今年（2007年）6月22日に、パブリック・コメントの募集をはじめた「上場制度総合整備プログラム2007に基づく上場制度の整備等について」のことである。これは、東証が今年4月に公表した「上場制度総合整備プログラム2007」の中で、「直ちに実施する事項」（第一次実施事項）とされた部分を中心として、整備を図ったものである。

なお、そのプログラム中で、「具体案を検討の上実施する事項」（第二次実施事項）とされた部分については今後検討される見込みである。

< 東証の参照ホームページ（執筆時） >

「上場制度総合整備プログラム2007に基づく上場制度の整備等について」

<http://www.tse.or.jp/rules/comment/index.html>

（参考）「上場制度総合整備プログラム2007」

<http://www.tse.or.jp/rules/seibi/index.html>

< 意見募集の期間 >

「上場制度総合整備プログラム2007に基づく上場制度の整備等について」は、6月22日から7月23日まで、意見募集が行われている。

< 東証の上場制度の整備案0706における改正の骨子 >

【1】企業行動に関する制度整備

(1) 企業行動規範の制定

企業行動に適切な対応を求める事項を「企業行動に関する行為規範（「企業行動規範」）」として上場規則上に制定する。

〔例〕 上場会社が発行するMSCB等については、原則として月間の行使数量が上場株式数の10%を超えないように必要な措置を講じる。

書面による議決権行使や株主総会参考書類の送付が会社法で義務付けられていない株主の数が1000人未満の上場国内会社においても、書面による議決権行使等を義務化する。上場内国株券の発行会社では「取締役会」、「監査役会又は委員会¹」、「会計監査人」を設置しなければならない（施行日の1年後から適用）。会社法上の大会社以外の上場会社においても、会社法上の内部統制システムの決定を義務化。

(2) 上場会社による種類株式の発行等に関する取扱いの明確化

上場廃止基準との関係で問題となる場合を追加する。

なお、議決権に関する種類株式の上場に必要な要件等については、「具体案を検討のうえ実施する事項（第二次実施事項）」として引き続き検討を行うとしている。

【2】市場制度の整備

(1) マザーズの市場特性を明確化

マザーズについては、現行の売上高に関する上場審査基準を廃止し、売上高に関する上場廃止基準を上場後5年間は適用しない。

(2) 流動性等に係る基準の見直し

現行の少数特定者持株比率基準を見直し、流通株式比率（上場株式数に対する流通株式数の割合）を定める。

〔例〕上場廃止基準（マザーズ以外）

現行の「少数特定者持株比率基準」	改正案の「流通株式比率」（*）
75%超となった場合（猶予期間1年）	5%未満となった場合（猶予期間なし）
90%超となった場合（猶予期間なし）	

（*）この場合の流通株式とは、上場株式のうち、役員が所有する株式、自己株式、上場株式数の10%以上を所有する株主が所有する株式（信託銀行、証券金融会社、預託証券に係る預託機関等がその業務のために所有する株式であり、実質的に10%以上を所有するものでないと認められる株式を除く。）を除いた株式。

【3】上場規則の実効性確保に係る対応

(1) 「特設注意市場（仮称）」を新設

上場会社が一定の事例（ex. 有価証券報告書等に「虚偽記載」を行った場合など）に該当して、上場廃止のおそれが生じたものの、審査の結果、影響が重大とはいえないとして上場廃止に至らない場合でも、内部管理体制等について改善を求める必要性が高いと認めるときは、投資者へ注意喚起する観点から、市場第一部、市場第二部及びマザーズとは市場表示を分離した、「特設注意市場（仮称）」に指定することができる。

(2) 現行の「監理ポスト」及び「整理ポスト」の呼称の見直し

【4】多様な商品の上場に向けた対応

(1) 株価指数等に連動する外国の投資信託（外国ETF）の上場制度の整備

(2) JDR（Japanese Depositary Receipt：いわゆる日本型預託証券）の上場制度の整備

なお、ここでいうJDRは、外国株券等を信託財産とする「信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券」のことである。

【5】実施時期（予定）

2007年（平成19年）10月を目途。

¹ ここでいう委員会とは、簡単に言えば、「委員会設置会社」となること。